様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　　7 年　 6 月　27 日

富山県知事

新　田　八　朗　　殿

提出者

住　所　　富山県高岡市広小路６番１号

氏　名　　昭和建設株式会社
代表取締役　開　　章 夫

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　（　0766　）　24　－　2561

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	昭和建設株式会社
事業場の所在地	富山県高岡市広小路６番１号
計画期間	令和　７年　４月　１日　～令和　８年　３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①　事業の種類	06：総合工事業
②　事業の規模	売上げ高　　￥　１，２４０百万円（令和６年度）
③　従業員数	５０名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・土木工事 がれき類（コンクリート魂）→再生処理業者に委託し、破砕・選別し、委託先にて再生砕石として再資源化。 ・道路舗装工事 がれき類（アスファルト魂）→再生処理業者に委託し、破砕・選別し、委託先にて再生骨材又は再生砕石として再資源化。 ・その他工事で発生する廃プラスチック類、木くず、建設汚泥等に関しては分別をし、処理業者に処理を委託し、マニフェスト等により再資源化・最終処分まで管理する。

（日本産業規格　A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

総括責任者		環境管理責任者
廃棄物担当		工事部　工事部長
役割	廃棄物処理総括責任者	・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上での必要な事項を決定する。 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認。 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育、啓発
	廃棄物管理 工事部長、現場責任者	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の管理 ・産業廃棄物管理票の交付・管理 ・その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（ 令和６ 年度）実績】

産業廃棄物の種類_	廃プラスチック類	木くず	がれき類
排出量_	3.02 t	11.34 t	7024.28 t
産業廃棄物の種類_	廃ﾗﾝﾌﾟ（金属くず、ガラ陶）	建設汚泥	建設混合廃棄物
排出量_	0.002 t	256.35 t	1.04 t

（これまでに実施した取組）

再生資源化を促進するため、他の産業廃棄物と混ざらないように確実に分別を実施している。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類_	廃プラスチック類	木くず	がれき類
排出量_	3.00 t	10.00 t	7000.00 t
産業廃棄物の種類_	廃ﾗﾝﾌﾟ（金属くず、ガラ陶）	建設汚泥	建設混合廃棄物
排出量_	0.01 t	250.00 t	2.00 t

（今後実施する予定の取組）

工事現場での分別を徹底し、混合廃棄物の発生を抑制する。
工事の施工方法を工夫し、廃棄物の発生を抑制する。

建設業は、受注する工事の種別及び量により、産業廃棄物の発生量及び種類が大きく異なるため、前年度及び過去の発生量を基に目標数量を設定する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・がれき類（コンクリート魂、アスファルト魂）に混入しがちな、木くず・土砂等を分別する。がれき類の中でもコンクリート魂とアスファルト塊は再資源化の方法が処理施設により違うので分別し搬出する。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

がれき類の分別を徹底・継続し、再資源化率の向上を推進する。
廃プラスチック類について、「プラスチック使用製品廃棄物」及び「プラスチック副産物」を分別して排出し、再資源化等を促進する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（　令和６ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	－	－
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t
	（これまでに実施した取組） －		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	－	－
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t
	（今後実施する予定の取組） －		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（　令和６ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	－	－
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－　t	－　t
	（これまでに実施した取組） －		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	－	－
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	－　t	－　t
	（今後実施する予定の取組） －		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（ 令和６ 年度）実績】

産業廃棄物の種類_	－	－
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t

（これまでに実施した取組）

－

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	－	－
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t

（今後実施する予定の取組）

－

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（ 令和６ 年度）実績】

産業廃棄物の種類_	廃プラ類	木くず	がれき類	廃ﾗﾝﾌﾟ（金属くず、ガラ陶）	建設汚泥	建設混合廃棄物
全処理委託量_	3.02 t	11.34 t	7024.28 t	0.002 t	256.35 t	1.04 t
優良認定処理業者への処理委託量	3.02 t	t	t	t	t	1.04 t
再生利用業者への処理委託量	t	11.34 t	7024.28 t	0.002 t	256.35 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）

・法に基づき処理委託契約を交わし、マニフェストにより管理している。
・産業廃棄物は再生利用しやすいよう分別を実施し、委託している。
・一部の産業廃棄物については優良認定業者に処理を委託している。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類_	廃プラ類	木くず	がれき類	廃ﾗﾝﾌﾟ（金属くず、ガラ陶）	建設汚泥	建設混合廃棄物
全処理委託量_	3 t	10 t	7000 t	0.01 t	250 t	2 t
優良認定処理業者への処理委託量	3 t	t	t	t	t	2 t
再生利用業者への処理委託量	t	10 t	7000 t	0.01 t	250 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の取組）

・引き続き委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、
書面による契約を実施し、マニフェスト管理を実施する。
・産業廃棄物は再生利用しやすいよう分別を実施し、委託する。
・一部の産業廃棄物においては、優良認定業者に処理を委託したい。

※事務処理欄

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。